

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	Kホーネスト乳剤
会社	日本曹達株式会社
住所	〒100-8165 東京都千代田区大手町2-2-1
担当部門	農業化学品事業部普及部
電話番号	03-3245-6178
FAX 番号	03-3245-6084
緊急連絡先情報	農業化学品事業部普及部
電話番号	03-3245-6178
夜間緊急連絡先	高岡工場RC推進部/警備室(夜間・休日)
電話番号	0766-26-0255
SDS 作成日	2009年11月16日
SDS 改訂日	2016年06月01日(05版)

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

爆発物	分類対象外
可燃性又は引火性ガス	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類できない
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性	分類できない
急性毒性：経口	区分外
急性毒性：経皮	区分外
急性毒性：吸入(ガス)	分類対象外
急性毒性：吸入(蒸気)	分類できない
急性毒性：吸入(粉塵・ミスト)	分類できない

皮膚腐食性又は皮膚刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分外
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分 1
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分 2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分 2（血液、眼、気道）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 2（血液、眼、呼吸器）
吸引性呼吸器有害性	区分 1
水生環境有害性（急性）	区分 2
水生環境有害性（長期間）	区分 2

【ラベル要素】

絵表示（GHS-JP）



注意喚起語

危険

危険有害性情報(健康有害性)

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

血液、眼、気道の障害のおそれ

長期又は反復暴露による血液、眼、呼吸器の障害のおそれ

飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

危険有害性情報(水生毒性)

水生生物に毒性

長期的影響により水生生物に毒性

(安全対策)

- 1) 予防策については、「7. 取扱いおよび保管上の注意」、「8. 暴露防止措置及び保護措置」を参照。
- 2) 取り扱い後、手などをよく洗うこと。
- 3) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/保護マスクを着用すること。
- 4) ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 5) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 6) すべての安全注意事項を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 7) この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 8) 環境への放出を避けること。
- 9) 裸火や高温のものから遠ざけること。

(応急措置)

- 1) 応急処置については、「4. 応急措置」、「5. 火災時の処置」を参照。
- 2) 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。
- 3) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- 4) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
- 5) 暴露又は暴露の懸念がある場合、気分が悪い時：医師の診断/手当てを受けること。
- 6) 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。
- 7) 吸入した場合：被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。気分が悪い時は、医師に連絡する。
- 8) 漏出物を回収すること。

(保管)

- 1) 保管については、「7. 取扱い及び保管上の注意」を参照。
- 2) 施錠して保管すること。

(廃棄)

- 1) 廃棄については、「13. 廃棄上の注意」参照。
- 2) 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名

テプラロキシジムを有効成分とする油状液体(除草剤)

化学名	CAS 番号	濃度	化学式	官報公示整理番号	
				化審法番号	安衛法番号
(EZ)-(RS)-2- {1- { (2E)-3-クロアールオキシイミノ } プロピル } -3-ヒドロキシ-5-ヘリヒドロピラン-4-イルシクロヘキス-2-エン-1-オン	149979-41-9	10.0%	末尾に記載	適用外(農薬)	8-(4)-1304
ナフタレン	91-20-3	3.3%	—	4-311(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質扱い)
トルエン	108-88-3	< 0.2%	C6H5CH3	3-2(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質扱い)
ソルベントナフサ	64742-94-5	37.2%	—	9-1691	

《アルキルベンゼンスルホン酸 Ca 塩》

CAS No.

26264-06-2

含有量

1.0%

化審法

官報公示整理番号 3-1906

安衛法

なし(公表化学物質扱い)

《メチルナフタレン》

CAS No.	90-12-0, 91-57-6
含有量	16.0%
化審法	4-80
安衛法	なし(公表化学物質扱い)

《その他の乳化剤等》

CAS No.	記載せず
含有量	32.3%
化審法	記載せず
安衛法	記載せず

《(EZ)-(RS)-2- {1- { (2E)-3-クロロアリルオキシイミノ } プロピル } -3-ヒドロキシ-5-ペルヒドロピラン-4-イルシクロヘキス-2-エン-1-オン の別名》

テプラロキシジム

4. 応急措置

飲み込んだ場合

口の中を水で洗い、速やかに医師の手当てを受ける。
吐かせてはならない。

吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
気分が悪い時は、医師に連絡する。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹸で洗う。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の手当てを受ける。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯する。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受ける。

5. 火災時の措置

火災時の措置

引火性であり、加熱により毒性・有害性ガスが発生するので、自給式呼吸器を含む消火保護具を着用すること。

適する消火剤

霧状の水、炭酸ガス消火剤、粉末消火剤、泡消火剤

6. 漏出時の措置

漏出時の措置

1) 人を退避させ、飛散・漏出した周辺にロープを張り、「立入禁止」及び「火気厳禁」の措置を

行う。

2) 付近の着火原となるものを速やかに取り除き、消火機材を準備する。

3) 大量の漏出の場合は有機ガスマスク、保護眼鏡、保護手袋などを着用し土砂等で流れ止めを行った後、空容器に出来るだけ回収する。

4) 少量の漏出の場合は有機ガスマスク、保護眼鏡、保護手袋などを着用し土砂、ウエス等に吸収させ空容器に回収する。

5) 回収した後は大量の水で洗い流す。その際、濃厚な液が河川等に排出しないように注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

1) 取扱う場合は、保護具着用のこと。保護具については、「8. 暴露防止措置」参照の事。

2) 取扱いは換気のよい場所で行い、屋外での取り扱いは出きるだけ風上から作業する。

3) 火気等の着火源になるものの付近で取り扱ってはならない。

4) ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避ける。

5) 取り扱い後は、顔、手などの露出した部分を水と石鹸で良く洗う。

6) この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

7) 使用済みの空容器等は水洗し、焼却処分する。

保管

1) 火気厳禁。

2) 容器は密栓し、直射日光を避け、換気の良い冷暗所に施錠して保管する。

3) 積み重ねの高さを3m以下とする。

4) 保管は危険物第4類第三石油類に則して行い、酸化性物質と混在させてはならない。

8. ばく露防止及び保護措置

《(EZ)-(RS)-2- {1- { (2E)-3-クロアリルキシイミノ } プロピル } -3-ヒドロキシ-5-ペルヒドロピレン-4-イルシクロヘキス-2-エン-1-オン のデータ》

厚生労働省（管理濃度） 設定されていない

日本産業衛生学会（許容濃度） 記載なし(2009年度)

ACGIH（TWA） 記載なし(2009年度)

《ナフタレン のデータ》

日本産業衛生学会（許容濃度） 記載なし(2014年度)

ACGIH（TWA） 10ppm(2012年度)

《トルエン のデータ》

厚生労働省（管理濃度） 20ppm

日本産業衛生学会（許容濃度） 188mg/m³(2010年)（皮膚吸収）

ACGIH（TWA） 20ppm(2010年)（皮膚吸収）

設備対策

屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置又は全体排気装置を設置する。シャワー・洗眼器を設置する。

保護眼鏡

ゴーグル型

保護手袋

ゴム・塩ビ等の不浸透性手袋

呼吸用保護具

有機ガス用防毒マスク

保護衣

材質を特定しないが、長袖・長ズボン。つなぎ服の着用を推奨する。

9. 物理的及び化学的性質

形状	液体
色	淡黄色液体
臭い	芳香

溶解度

水に不溶で乳化する。

その他の物理／化学的性質

比重

0.98～0.99(20/4℃)

引火点

124℃（クリーブランド[®]開放式）

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性

通常取り扱いでは安定。

11. 有害性情報

有害性情報

- 1) 発がん性：区分2のナフタレンを1.0%以上含有するため、区分2とした。
- 2) 特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)：区1(血液、眼、気道刺激性)のナフタレンを1%以上含有するため区分2(血液、眼、気道刺激性)とした。
- 3) 特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)：区1(血液、眼、呼吸器)のナフタレンを1%以上含有するため区分2(血液、眼、呼吸器)とした。

皮膚刺激性

中程度の刺激性（ウキ[®]）

眼刺激性

軽度の刺激性（試験レポートのスコア値から、GHS区分外とした。）（ウサギ）

感작성

陽性（モルモット）

Ames試験

《(EZ)-(RS)-2-[1-[(2E)-3-クロロアルキルオキシイミノ]プロピル]-3-ヒドロキシ-5-ヘリトプロピラン-4-イルシクロヘキス-2-エノン-1-オンのデータ》

陰性

染色体異常試験

《(EZ)-(RS)-2-[1-[(2E)-3-クロロアルキルオキシイミノ]プロピル]-3-ヒドロキシ-5-ヘリトプロピラン-4-イルシクロヘキス-2-エノン-1-オンのデータ》

陰性

急性経口毒性

LD50（ラット） ♀：>2000mg/kg

急性経皮毒性

LD50（ラット） ♂：>2000mg/kg ♀：>2000mg/kg

急性吸入毒性

《(EZ)-(RS)-2-[1-[(2E)-3-クロロアルキルオキシイミノ]プロピル]-3-ヒドロキシ-5-ヘリトプロピラン-4-イルシクロヘキス-2-エノン-1-オンのデータ》

LC50（ラット）：5.1mg/l（4hr）

12. 環境影響情報

環境影響情報

- 1)水生毒性(急性)：下記データから、区分2とした。
- 2)水生毒性(慢性)：区分1のナフタレンを3.6%以上含有する。混合物の成分の加算 $3.6 \times 10 = 36\% \geq 25\%$ から、区分2とした。
- 3)長期的影響により水生生物へ毒性があるので、河川へ流入しないよう注意する。又、イネ科作物に薬害があるので、イネ、ムギ、トウモロコシ等に薬剤が掛からないよう注意する。

急性魚毒性

LC50（コイ）：14.7mg/L（96hr）

ミジンコ遊泳阻害毒性

EC50：1.39mg/L（48hr）

藻類生長阻害毒性

ErC50：5.08mg/L（72hr）

13. 廃棄上の注意

廃棄上の注意

- 1)保護具を着用すること。保護具については、「8. 暴露防止措置」参照の事。
製品（漏出時の回収品を含む）及び空容器は、産業廃棄物焼却炉で焼却する。溶媒は引火性液体であるので、注意して作業を行う。
- 2)散布等に使用した器具、容器の洗浄水は河川等に直接流さず、燃焼するか又は、廃液処理

を行った後排水し、魚介類に影響を与えないよう安全に処理する。

3) 処理を外部に委託する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

輸送上の注意

- 1) 荷役中の取扱いは、慎重丁寧に行い、手かぎの使用・転倒・落下・衝撃等により容器を傷め、内容を飛散させてはならない。
- 2) 輸送中は直射日光や雨水の浸透を防止するための被覆をするとともに、容器を動揺・摩擦・転落などが起きないように積載し、高さが3mを越えないようにする。又、消防法第1類および6類の危険物と混載を避ける。
- 3) 1回で指定数量(4,000L)以上の量を車両で運送する場合は標識、表示、消火器、交替運転手、事故・休憩時等の安全など、消防法政令第30条に定められた事項を遵守する。

国連分類(クラス)

9 (有害性物質)

容器等級

III

国連番号-品名

3082 (環境有害物質)

海洋汚染物質

該当

15. 適用法令

- | | |
|---------------------|---|
| 労働安全衛生法 | : 特定化学物質第2類物質、特定第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2, 3号)
特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
トルエン(政令番号: 407)
ナフタレン(政令番号: 408)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)
ナフタレン(政令番号: 408) |
| 毒物及び劇物取締法 | : 非該当 |
| 消防法 | : 第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1) |
| 悪臭防止法 | : 特定悪臭物質(施行令第1条)
トルエン |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRT法) | : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
ナフタレン(政令番号: 302)
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)(政令番号: 30) |

農薬取締法
メチルナフタレン(政令番号：438)
： 該当

16. その他の情報

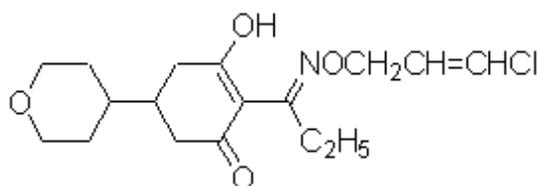
記載内容の問合せ先

高岡工場生産技術研究所製剤G (TEL：0766-26-0282 FAX：0766-26-0301)

記載内容は現時点で入手できた資料、情報データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の見扱いを対象としたものなので、特殊な見扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒したときの緊急連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター (事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る)
中毒110番 一般市民専用電話 (大阪) 072-727-2499 (情報料無料)
365日24時間対応
(つくば) 029-852-9999 (情報料無料)
365日9~21時対応
医療機関専用有料電話 (大阪) 072-726-9923 (1件2000円)
365日24時間対応
(つくば) 029-851-9999 (1件2000円)
365日9~21時対応
医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、
情報料1件につき2,000円を徴収します。



CAS 番号 : 149979-41-9

化学名 : (E)-2-(1-(2-(4-ethylphenyl)-2-hydroxy-5-nitrophenyl)ethoxy)propane